

第三十九回 参議院内閣委員会會議録 第四号

昭和三十六年十月十日(火曜日)
午前十一時十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 大谷藤之助君
理事

委員

塩見 俊二君
松村 秀逸君
鶴岡 哲夫君

石原幹市郎君
上原 正吉君
木村篤太郎君

中野 文門君
一松 定吉君
山本 利壽君

吉江 勝保君
伊藤 順道君
千葉 信君

赤松 常子君
飛鳥田一雄君

衆議院議員

國務大臣

川島正次郎君

國務大臣

瀧本 忠男君

人事院事務総長

岡崎 英威君

行政管理局長

山口 酉君

行政管理局次官

堀本 宜実君

建設大臣

鬼丸 勝之君

事務局側

常任委員会 伊藤 清君
専門員

本日の会議に付した案件

○連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(衆議院送付、予備審査)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○臨時行政調査会設置法案(内閣送付、予備審査)

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大谷藤之助君) それでは、これより内閣委員会を開会いたします。

去る十月三日、予備審査のため本委員会に付託されました連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(案第一号)を議題といたします。

発議者から提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(飛鳥田一雄君) ただいま議題となりました連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案に対する提案の理由を説明申し上げます。

今日、経済成長が一七%とかいわれておりますが、無暴な太平洋戦争の精手はいまだ国民生活の上に痛々しくそのつめを残しているものであります。この法律案で取り上げました占領軍

被害者の問題も、その特徴的なものの一つであります。

敗戦後より今日まで、占領軍人及びその構成員等の不法行為によって、善良な一般市民が、実に十四万八千人以上もその尊い生命または身体に重大な損害を受けているのであります。たとえ占領軍であっても、善良な一般市民に対しては、その財産、生命に対して脅威または損害を与えてならないことは国際法上明白な事柄であります。

しかし、日本の場合は、これら占領軍から損害を受けた被害者は、何ら顧みられることなく放置され、日本の行政機関にその事実を訴え出た者のみがかわずかの見舞金を日本政府または地方自治体から支給されているにすぎないのであります。しかも、これら不運な人々は、サンフランシスコ平和条約第九条によつて、一切の権利を放棄せしめられていたのであります。

ただ、平和条約発効以後発生した事故については、行政協定第十八条に基づいて、損害の補償を行なうこととなつており、十分とはいえない措置ではあるが、昭和二十七年以降三十四年度末までに、六万九千四百人の被害者に対して、死亡の場合、最低二十万円から最高百五十万円までの補償を行なっているものであります。

ところが、平和条約発効以前の死亡約三千七百人以上を含む約九千人に及ぶ被害者に対しては、その後若干の補正的な見舞金の追給措置が行なわれたが、前に述べましたように、涙金程度の

見舞金を支給したにすぎません。さらにそれすらも受けていない泣き寝入りの方が数多く残り残されているのであります。調達庁調査によつても二千人以上の未受給者がいるのであります。これらの人々には何物をもつてもかえることができない生命身体を損傷を十年以上も放置されていたわけであり、私も、国の措置としてこれらの人々を一刻も早く救うことが、真に血の通った政治ではないかと思うのであります。

この際せめて昭和二十七年以降の現行補償制度と比較して、著しく均衡を失っているものに対し、緊急に救済措置を講ずる必要があると痛感する次第であります。以上がこの法律案を提出するに至つた基本的態度であります。

次いで、法案の内容についてその概要を説明申し上げます。

まず、この法律案による給付の範囲であります。第一条に規定しましたように、連合国占領軍の行為によつて死亡または、傷害を受けた者及びその遺族に限定し、一部の特例を除き財産上の損害はこの際除外した次第であります。

最高裁判所のある判決文の中に「人間の生命は、地球よりも重し」という名言を残しているものであります。何物にも優先して尊重するべき生命及び身体に被害は、いかなる事情があるにせよ、早急に救済されるべきであるとの見地に立つていたのであります。その適用範囲については、前にも述べたように昭和二十年九月二日より昭和二十七年四月二十八日まで発生した事故で被害者が日本国籍を有する者とした次第であります。したがって、第三国人等の被害者はこの法律の権利者たり得ないわけであり、外交上の問題として政府において円満な解決をはかられんことを強く希望しているのであります。

なお、ポツダム宣言受諾以後昭和二十年九月二日以前においても若干の被害者があるので、これらの者も救済し得るよう附則に規定してその措置をとることとしたのであります。

また、給付金の基準についてであります。事件発生後約十年以上経過した事実に対して、個々にその程度を認定して給付金の金額を算定することはきわめて困難な事情にあるので、労働省で作成した昭和三十五年一月の毎月勤労統計により、全産業の労働者一人当りの平均給与額をとることとし、その三十分の一をもつて、一率に基準日額としたのであります。

給付金の種類は、療養給付金、休業給付金、障害給付金、遺族給付金、葬祭給付金、打切給付金の六種類であります。それぞれ給付金の種類に応じ、基準日額を乗じて給付金額を算定することとしたのであります。たとえば、遺族給付金については、基準日額の千日分に相当する金額とし、葬祭給付金は基準日額の六十日分、傷害者に対する打切給付金は、基準日額の千二百日分に相当する金額としたことなどであ

ります。

なお、現実の支給にあたっては、当然のことながら、すでに何らかの給付を受けている者については、この法律による給付金額からすでに支給した相当給付金額を控除した金額を支給することとした次第であります。

療養給付金については、実際療養に要した費用を支給することとしたのであります。この法律施行以前の療養費については、実情の把握が困難なので、調達庁長官が、一定の基準を政令によって定め、それによって支給することとしたのであります。

また、連合国占領軍等の行為という特殊な関係から、婦女子等の場合で、その行為により、直接負傷し、または疾病にかからなくとも、その行為が原因となり、重大な精神的衝撃等によって死に至らした場合は、やはりその遺族に対し、遺族給付金を支給する規定を設けた次第であります。

さらに、この法律が現実に施行されましたも、事件後十数年を経過したものが多くことから見て、個々の状況を判断する資料に乏しく、調達庁長官だけでの認定が困難なケースが相当数あると予想されるのであります。これらのものについては、各地方調達局に、学識経験者等、調達局長が任命する七人の委員で構成する被害者給付金審査会を附置して、調達局長の諮問に応じ、調査審議し、その万全を期することとしたのであります。

また、この法律による権利者で調達庁長官の処分不服がある者は、一年以内で書面、調達長官に不服の申立てを行なうことができることとし、再審査の方途も講じてあるのであります。

す。

ついで、この法律の実施にあたっては、迅速かつ正確な運用をはかるため、関係都道府県、警察署等行政機関の協力義務を規定した次第であります。さらに、給付金を受ける権利の時刻を三年とし、この法律による給付金はすべて非課税として、給付金の権利については、譲渡、または担保、差し押え等の行為を禁止することとしてあります。

また、遺族の順位その他手続に関する規定等必要な措置を規定し、さらに細部の必要手続については総理府令にゆだねることとしたのであります。

以上法律案の主要点について御説明申し上げましたが、なにとぞ立法の趣意を十分御了解の上、慎重審議、すみやかに可決されんことを心から願う次第であります。

○委員長（大谷蔵之助君） 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕
○委員長（大谷蔵之助君） それじゃ速記をつけて。

○委員長（大谷蔵之助君） 次に、去る九月二十五日、予備審査のため本委員会に付託されました大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。
○政府委員（堀本宣実君） ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、大蔵省の機構の一部を改正いたしまして、行政事務の一そのの適切かつ能率的な運営をはかるうとするものであります。内容は、さきに第三十八回国会に提出いたしました法律案と同様であります。

以下、その内容の概略について御説明申し上げます。

第一は、主税局税関部を税関局とすることであり、最近におけるわが国貿易の急激な進展に伴い、税関の事務量は飛躍的に増加してきており、また、為替、貿易自由化の動きに伴い、税関の業務の重要性が高まってきたため、主税局税関部の事務量は量的にも質的にも著しく増大してきております。このような実情にかんがみ、この際、主税局税関部を独立の局に昇格して、政策面及び実施面の事務処理の効率的な運営をはかるうとするものであります。

第二は、財務研修所及び会計事務職員研修所を設置することであり、前者につきましても、財務局職員の資質能力の向上、能率増進をはかるため、従来主として大臣官房地方課においてその研修を行なつて参りましたのが、今般独立の附属機関として、研修内容の充実をはかるうとするものであります。また、後者につきましても、各省庁における会計事務の改善に資するため、かねてから主計局において行なつて参りました会計事務職員研修所を、独立の附属機関として研修内容を一そう充実しようとするものであります。

第三は、印刷局及び税関における官房の制度を改め、総務部とするものであります。

最後に、最近の経済金融情勢の推移にかんがみ、大蔵大臣の諮問機関である金融機関資金審議会の設置期間を昭和三十八年三月三十一日までといたしまして、その間、民間資金の活用の方針等について審議させることとし、その後の改定を要するものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長（大谷蔵之助君） 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長（大谷蔵之助君） 次に、去る九月二十五日、予備審査のため本委員会に付託されました臨時行政調査会設置法案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣（川島正次郎君） 臨時行政調査会設置法案につきまして、その提案の理由を説明申し上げます。

近時、経済の発展に伴い企業経営の改善はきわめて著しいものがあります。これに比へまして、行政の運営は、必ずしも時代の進展に即応してない面があることは一般に指摘されているところであります。このような事情にかんがみまして、政府といたしましては、昨年十月十四日行政運営の簡素化率化のため、行政諸法規並びに事務内容を徹底的に再検討し、不要不急の整理、簡素化をはかり、新規増員を極力抑制する方針を決定し、その具体的方策を行政審議会に諮問いたしましたところ、同審議会は、昨年十二月七日答申において、根本的な対策として、行政の体質改善のための強

力な臨時診断機関の設置を提唱して参つたのであります。政府はこの答申の趣旨を尊重し、各界各層の知能を結集して、権威の高い行政診断機関として、総理府に附属機関として臨時行政調査会を設置することとし、本法案を提出した次第であります。

臨時行政調査会は、行政を改善し、行政の国民に対する奉仕の向上をはかる目的のために、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議し、その結論に基づいて内閣総理大臣に意見を述べ、または内閣総理大臣から諮問があった場合には答申する任務を有するものであります。したがって、臨時行政調査会設置の目的は、あくまで行政の根本的な体質改善をはかることとするものであります。公務員の人員整理のごときを意図するものではないのであります。臨時行政調査会内閣は臨時の機関でありまして、その存続期間は昭和三十九年三月三十一日までとしております。調査会の意見または答申の取り扱いについては、内閣総理大臣はこれを十分尊重しなければならぬこととするともに、国会に対して総理大臣から報告する道を開く規定を設けました。これは、行政の改善問題については、政府がその責に任ずることとはもちろんであります。あらかじめその問題点を国会及び国民に提示し、十分な協力を仰ぎたいとの趣旨には、調査について他の諮問機関と異なる権能を持たせてあります。すなわち、調査会は、行政機関、地方公共団体及び公共企業体等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協

力を求めることができることは、他の諮問機関と同様であります。必要があるときは各行政機関については、その運営状況を調査できる規定を設けました。

また、調査会の組織については、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て任命する委員七人をもって組織することとした。その他調査会に専門の事項を調査審議するため専門委員、調査に従事する調査員を置くことになっております。

以上が本法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますようお願い申し上げます。

○委員長（大谷藤之助君） 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長（大谷藤之助君） 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

政府側出席の方々は、川島行政管理局長官、山口行政管理局行政管理局長、滝本人事院給与局長、鬼丸建設大臣官房長、なお、建設大臣もほどなくこちらに見える予定でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○鶴岡哲夫君 行政管理局長官にお伺いをいたしたいのでありますが、御存じのように、三十八通常国会に建設省、大蔵省、厚生省、労働省、それぞれ設置法の一部改正が出されて、

四つの局を新設する、さらに運輸省、外務省、それぞれ部を新しく新設をするというような提案がなされて、その中で厚生省と労働省にはそれぞれ局が新設されている。運輸省、外務省にも部がそれぞれ新設されました。今度のこの臨時国会に、さらに残りした建設省と大蔵省の局の新設が出ておるわけでありまして、この点につきましては若干伺いたしたいのでありますが、三十六年度におきましては、十六の新しい局並びに部を新設するという要求が各省から出されております。それに対して、政府としては四つの局、それからお考えであった。昨年三十五年度の場

合におきましては、二十二の新しい部局を新設するという要求があったのであります。これに對しまして、政府としてはゼロ、作らないという方針になっておった。そこでゼロから六、三十五年度は二十二要求があったのだけれどもゼロだ、三十六年度は十六あって六つ新設する、こういうことになったわけでありまして、このゼロから六つというのは非常に方針が変わったのではないかと印象を強く受けるわけでありまして、もちろん三十五年二十二要求があった中にも、至当な要求のものも――皆至当な要求のものでありまして、それはゼロだ、三十六年度は六つだ、何か大きな変更があったのではないかと印象を強く受けるわけでありまして、そういう変更があったのかどうか、その点をまず伺いたしたいのであります。

○国務大臣（川島正次郎君） 前大臣の方針につきましては、私からここで御説明申し上げるわけにいかぬのであります。

○国務大臣（川島正次郎君） 前大臣の方針につきましては、私からここで御説明申し上げるわけにいかぬのであります。

りますが、私といたしましては、なるべく行政機構を簡素、能率化いたしまして、一般国民諸君の便利をはかりたい、こういうことを根本の方針にいたしておるのであります。しかし、時勢の進退、社会の要求に應じて、必要な部局はこれを新設しもしくは拡張することは、これはやむを得ないものであります。しかし、いたずらに行政機構が膨脹いたしまして多岐多様になることは、これは絶対に避けなければなりませんからして、新設その他の各省の要求に對しましては、行政管理局としましては、極力これを抑制いたします。また、従来あります機構ですでに必要でなくなった機構等も、これは漸次整理する必要があるのではないか、こういうふうにご考慮願います。

○鶴岡哲夫君 そういたしますと、変化があったわけではないというふうに変化は取らなければならないというふうに変化はないという長官の御答弁でございます。けれども、二十二要求があったゼロだ、三十六年度は十六の部局の新設の要求があったそれは六つだというのは、何か変化がなければならぬのではないだろうか。無から六ですからして、何かそこに変化があったのではな

いか。部局を新設するということに対する政府の考え方、方針が変わったのではないかと印象を受けるわけですね。なかつたとおっしゃるのであれば、どうもその理由が前の三十五年度の二十二の要求というものが、もうむやみやたらではなからうと思ひますが、それぞれ設けるという現実の理由があったのだらうと思ひます。その中から一つや二つはぜひとも必要だとい

う至当なものがあったのじやないかという気がするわけでありまして、それが全部ゼロだ、三十六年度は六だ、何か大きな変化があったのじやないか。倍増ブームという、そういうようなブームが影響しておるのかどうか、何か私は従来の方針のまま変わっていないというのでは理解がつきにくいのですけれども、重ねて……

○国務大臣（川島正次郎君） 行政機構の簡素、能率化という考え方は、歴代の行政管理局長官の持つていらっしゃる方針だ。私は考えまして、この点には変化はないと思うのであります。三十五年の際、私は当局者ではございますが、三十五年で、どういふ事情でゼロになったのか、詳細に申し上げるわけにはいかないのであります。三十六年度の際には、小澤前大臣が大体きめまして、これを継承しまして、私も現在やっております程度で、局の新設は必要なりと、かように考えておるわけでございます。また、その間に事務上どういふ変化があったかというところは、私は御説明申し上げる資料を持つておりません。

○鶴岡哲夫君 この点は、どうも私、今大臣の御答弁では理解のつきにくい感じがするわけでございます。したがって、これはどうも今のお話でははつきりしないのであります。問題を残しておきまして、次に明年度、三十七年度に新しく局を作る、あるいは部を作るという要求を各省から相当出されておるといふふうにお聞きします。現在どの程度の要求が行政局のほうに各省から出されておるものか、この点を伺つて、それに対して行政管理局として、昨年と同じように、甘いといひますか、ゼロから六というのは非常に甘

いということになります。そういう甘い態度をおとりになるのか。従来、局を減少するというのは、非常な努力を払つて局を減少してこられたし、また部を削減された場合も、たいへんな努力で部が削減された経緯があるわけでありまして、そういう意味合いから、三十七年度に對するお考えを伺つておきたい。

○国務大臣（川島正次郎君） 私の方針は、先ほども申し上げたとおり、行政機構の簡素、能率化でありまして、その趣意に従つて審議をいたしますが、ただ、私の手元には、まだ三十七年度の各省の要求が参つておりません。これは事務当局が今審査中でございます。大体下審査ができましたらば、中間で私に報告があるわけでありまして、各省からどういふ要求があったか、これは、事務当局から報告させていただきます。御了承願います。

○政府委員（山口西君） 三十七年度の各省の部局の増設、昇格等につきましては、ただいま各省から説明を聞いておる最中でございます。なお今後かなり変更があるかと思ひますが、現在までのところでは、約三十の部局の新設、昇格を計画いたしておるようでございます。

○鶴岡哲夫君 大臣、せっかく簡素化ということをやつたが御説明になるわけでございますが、三十という部局の新設が出ておる。まだふえてくるという可能性も否定できないわけでありまして、これはどうもたいへんなことだと思ひます。私どもも去年からかういふ形になつて参りましたのは、臨時行政調査会法案というものが提案されて、三年のうちにこういった問題について

昭和三十六年十月十日

もやはり議論になるだろうと思います
が、そういう法案が成立しない前に、
あるいは結論が出ない前に、肩を作る
ところは早く作っておこう、部を作る
ところは早く作っておこうというよう
な考えもやはりなきにしもあらずじゃ
ないかという気もするわけであります
が、その辺はどういうふうに見ておら
れるのか、伺いたいと思います。

○國務大臣（川島正次郎君） 私は、必ずしもこれから御審議願いまする臨時行政調査会ができるので、その前に各省が機構の改革をやっておこうというのじゃないと、私はこう思いますが、先ほど来申し上げたとおり、何としても今日の行政機構というものは

○鶴岡哲夫君 昨年は十六の部局の新設の要求がありまして、そして六つお認めになったわけですが、こしは三十ですから、昨年の二倍近い、ほとんど二保という部局の新設が要求されておる。何かこういうところに一種のムードみたいなものを非常に強く感ずるのですけれども、私は必要である部局をふやすということについて反対するものではありません。ですが、何か去年たががゆるめられたような印象があ

りまして、ゆるめられたならゆるめられた理由を明らかにしていただきたい。今まで局を作るということについては、非常に慎重だといいますが、ほどんどゼロ的、ゼロといつてもいい態度をとつてきておられたのが、昨年から六つの局を作るといふようなことになつて参りました。そういう形では、当然三十七年度になりますと、各省はこういう形で昨年の二倍近い要求が出てくる、あるいは今後ふえるかもしれないといふことになつてきておるといふふうに思ふわけであります。ですが、その変化の程度のことばかりではありません、この問題は別にきま

次にお伺いします点は、今各省に置かれております調査官、参事官、あるいは審議官という、何々官という名称のつく職であります、これは各省の局長に該当する同じような等級の人、あるいは課長と同じような等級の人、あるいは次官と同じような等級に該当するこういう調査官、参事官、審議官というもの、近年非常に顕著に増加いたしておるわけです。これは一体どういう理由なのか。この点いろいろ考へられますけれども、どういうふうに考へていらっしゃるのか、当初はこういうものはなかったのです。ほとんど例外にしかなかったのです。ただ大蔵省の主計局の主計官、あるいは行政官、理庁の管理官、こういう分掌官はあったのでありますが、総括調整をする官というものの、調査官とか審議官とか参事官とかいうものはほとんどなかったといえる。ところが、近年これが非常にふえておる。試みに私外務省を調べてみますと課長は四十四名外務省にお

りますが、参事官が実に二十一名おる。あるいはこれは通産省でも相当なものですね、非常なふえ方なんです。これは一体どういうことなのか。私は、もちろんこういうスタツプ的な総合調整的な任務を持ったこういう官の必要なことは否定するものではありませんし、必要であると思っておりますが、しかし、ふえ方が非常に顕著でありますし、しかも、種々いろいろこの点については問題があるように思いますので、どういふうな理由でこのように顕著にふえているのかという点を伺いたいわけであります。

○国務大臣（川島正次郎君）私どもその当時責任者じゃございませんんで、どういう理由でふやしたかということ、をここで御説明申し上げるわけにいかないのではありませんが、考え方としては鶴園さんと同じ考えを私は持つております。いたずらにそういう役人がふえることに對しては、十分これを抑制すべきものである、こう考えておりますし、ことに今御指摘のように、いろいろ違った名前で置いているわけでありまして、それぞれそのときに事情があるでありましようけれども、そういうことも考慮しなければいけないじゃないか。外務省については、私はかねて思つておるんですけれども、一体参事官が多い上に、大使、公使でも、勤務場所を持つていないでもつて外務省に籍を置いている人間が相当あるの、です。こういうのは当然整理する必要があります。こういうことをかねて主張しておったこともありまますので、お話はおもつともな点がありますから、十分一つ御意見を尊重いたしまして、これから検討してみたいと思つております。

それから、三十五年度においてゼロだった、三十六年度に六つふえたのはどうかという先ほどの御質問でありましたが、これもお答えしたとおり、私は事情を知りませんけれども、十分当時の事情を調べまして、今後私が仕事をやっていたいく上の参考にした、こう考へております。

○委員長（大谷藤之助君）ちよつと政
府側の内閣の御出席の方を追加いたし
ます。岡崎行政管理政務次官も出席さ
れております。

○鶴岡哲夫君　この調査官なり参事官なり審議官という問題でありますが、当初この調査官というのは、課を大幅に整理したことがありますが、その場合の課長の処遇に若干困った点もあつて、そして二、三年たつて最初に調査官というものが出て参りまして、その調査官が非常にふえたというようにも思いますが、この局長のポストをふやすつたということは非常にむづかしかったわけですから。ほとんどもうできなかったわけです。また、部長のポストをふやすつたということもできなかった。ですが、この審議官なり参事官ともなりますと割合にふやせる。そうしますと局長と同じ二等級になれる、あるいは課長と同じように三等級になれる、あるいは次長と同じように一等級になれる、こういうようなことが一つはあるんじゃないだろうか。これは否定できないのではないだろうかという私は気がしておるわけなんです、これはあまりこまかくなりまして恐縮でありますけれども、そういうような感じを持つております。また、各省の中にあつても、そういう気持が否定できない面があるんではないかと思つております。

す。したがって、こういう点について、山口行警局長から伺いたいと思えます。そういう傾向がないかという点です。ね、あまりに顯著にふえるものですか。たいへんなものです、このように方は。伺いたいと思います。

○政府委員（山口酉君）　総括整理職がふえて参つておりますことは御指摘のとおりでございます。これは鶴岡委員が御指摘のような、課の整理を非常に強力にいたしました際に、その課にかわつてできたものがあるということでは、これも私は否定いたしません。そういう事実はあると思います。ただ、この総括整理職というものが必要であるというふうに考えて参りましたのは、これは行政審議会の御意見にも出ておったんでございますが、中間管理者と申しますか、局長、部長というようなところの管理者が非常になじりなつております。これは事実でございます。で、なかなか自分の所管してあります分掌事項を全部完全に取り切つて考へていくという余裕がなかなかない。国会関係につきましても、相当な範囲の仕事を持っておりますし、部内においては、部内の総括整理をし、部下を監督して企画事務を担当していく、対外的にもいろいろ折衝事項がありますし、非常に繁忙になつてきたといふことは否定できません。しかも、こういう部面の強化ということは、どうしても行政運営を円滑に質をよくしようとしてやっていくためには、こういう立場の人に十分活動してもらなければならぬ。そこで、そういう人たちが十分にその能力を発揮するために、直接の補佐的な職員というものが必要ではないかということで、このミドル・マネー

○鶴園哲夫君 今のこういうような上級公員の状況というものの続いて問題になりますのは、公団、公社、事業団、こういうものが近年非常にふえております。さらに三十七年度は、農林省だけでいいにしても、六つぐらいの公社、公団ができる予定になっておりますが、非常に公団、事業団、公社というものをどんどん作る。これは要するに、や

は五十年程度で耐用年数に参りますから、それでやめてそれつきりというわけにはいかないという点がやはり否定できないのじゃないですか。確かに公団、公社の任務というものはありますけれども、近年顯著にこれが出てきているわけですね。そうしてこの局長とか、あるいは次官という方々はそういうところの総裁になられる、あるいは理事長になられる、理事になられる、監事になられるという形で、全部そういうところにお行きになる。私は、そのことが事務能力が上がるのだ、行政の事業的な面は全部公団にするという風潮を今年あたりから——そこへ行かれる、そうすると月給が一挙に三倍になる。今や各省の中の課長になった者は、大抵課長になりますと、一、二年たちますともやめることを考える。五、六年の生命しかありませんから。そうすると、まあ今は給与は安いけれども、やめれば給与は三倍になるのだそうでありました。そうして四、五年理事をやると、あるいは監事をやると、退職金はまず一千万、公務員の、私、十九年農林省に勤めましたが、私の退職年金は二十九万円、そうしてそこをやる、また別の公団に行かれる、公団に行かれる、こういうようなことが一体公務員の制度としていいのかわるか、つながっておるわけです。局長、次官と公団という、このものはつながった制度として考えなければならぬような形になっている。そのことが公務員の制度としていいのかわるかという点と、それから事業団、公団というものは、そういうものによつてほんとうに運営されるのだからかという心配があるわけなんです。

しかし、これはまあそういう感じを持つておりまして、大へんな問題だと思つておられるだけでございまして、これについて御回答をいただこうと思つておりません。これはやはり相当根本的にそういう問題について考えなければならぬのじゃないだろうかというふうな気がしておるわけです。

それは一応おさまして、続きます。こまかくなりまして恐縮な面もありませんけれども、もしこまかければ山口局長に一つ御答弁をいただくとしまして、参事官、調査官、審議官というものが、どうも行政組織のラインを、次官、局長、部長、課長、班長、そして係長、課員という、このラインを非常に混乱しているのじゃないか。局長と課長の間に調査官が四人も五人、そうして場合によりまして、調査官が何か二つの課をまとめたような顔をしている、判が一つふえるということになりまして、あるいは調査官が動き回りますと課長が浮いてしまう。あるいは審議官というのがある、あるいは何か参事官というのがある、局長の下で次長みたいな仕事をされるということでは非常にふえました結果、その必要性を否定するものでありません。けれども、非常にふえましたために、そういう行政組織、大切なラインというものが混乱をしていて、判がつかないかという点に気がして、そういうふうに見ておられますか、局長一つ御答弁をお願いします。

○政府委員（山口西君） 総括整理職がラインを乱しておるという御指摘でございますが、これはまあ建前としてはそういうものはラインには乗っていないスタッフの機関でございますが、

運営の仕方として、ラインに乗っていないような運営が中にはないとはいえないと思つております。これは制度の本来を乱るものでございまして、私も、そういう運営をしては困ると思つております。本来のスタッフとしての運営をしてもうようにしなければならぬと考へております。まあ審査をします段階では、各省の説明を聞いても、いずれもこれはスタッフとして説明されておるわけですが、その後実際の運営を見ていくと、どうもラインらしくなつておる。御指摘のように、二つまとめて一つの何か部長的な扱いをしてみたり、あるいは次長的な扱いをしてみたり、そういう傾向が全然ないとは言われません。これは運営が間違つておるわけですね。そういうことはもちろんいけないわけでございますので、そういう運営がないように、今後注意してさしていきたくと思つております。

○鶴岡哲夫君 この行政組織のラインのほうは、局長にいたしまして、課長、あるいは部長にいたしまして、各行政機関を通じて、内容は一定をしておる。課長といふと、どの省から来ても課長だ、これは三等級の課長で、どの程度の仕事をしておられるかというところはつきりする。ところが、この調査官といふと、非常にその点が違つておる。あるいは参事官、審議官と、非常に各行政機関共通な概念になつていないのです。調査官といふと、課長と同じ、あるいは局長と同じような待遇の調査官もいらつしやいますし、審議官のごときに至りましては、外局長と同じような一等級の方もおりますし、三等級の

審議官までおられる。私は、政府の考え方といたしまして、各省こういうような参事官なり調査官なり審議官という概念が、こんなに乱れておつては、どうもつきりしない、おかしいのじゃないだろうかという考へを持つておる。ですから、そういう点についてどういうふうな考へておられるのか、伺つておきたいと思つております。

○政府委員（山口西君） 調査官には、実はスタッフとしての、つまり行政組織法でいいますと、二十条の三項の前段の職と、それから後段の分掌職と両方ございまして、これは、その所管の省におきましては、どちらかに統一されております。政府全体で見ますと、前段の調査官もあれば、後段の調査官もあるということ、これは名称の不統一はないかという御指摘、その面ではそのとおりでございます。実は、これは従来からのいきさつで、その省限りにおきましては、習熟しておるおられますが、その省でなれりまして、その省の中で両方同じような名前前で前段と後段にするというところは、これは認めないことにしておりますけれども、ほかの省では、従来取り扱ひしておりました名称を無理に変えるということにはせずに現在までやつておられます。このことは是非につきましては御批判はあると思つておりますが、現在の取り扱ひはそれによつておられます。それから職名と給与が一致しないという点、これも実はある、一致しない方が望ましいものかもしれないが、今われわれの考へ方では、組織というものは給与とは一致させないで考へておる。直接大臣につながるものであつても、比較的怪い

職務もございまして、上に中間のものがあつても、質的に相当重要な、相当学識経験を要するような職務もございまして、こういう階段的なもので給与をきめてしまつて、現在で、非常に困難があると思つて、現在の取り扱ひをいたしまして、課長でも二等級がございまして、三等級もある。中には四等級もあると思つて、それが、そういうことで給与のことは考へずに、役所の法制というのを主にしつてやつておられます。これは一つの考へ方の問題でございまして、統一すればそういう面で便利ではございまして、けれども、実務として非常にむづかしいところがあるというふうな考へますので、今にわかになつて統一してやるということについては困難ではないかと思つておられます。

○鶴岡哲夫君 この参事官、あるいは調査官、審議官というものが、各省では大体同じような取り扱ひを受けておる。調査官といつたら各省ではこういうもの、しかし、政府全体としましてはそれは通用しない、これは明らかです。こういうようなものを、しかしそのまゝほうつて置くというの、政府機関としては、これは農林省だけの調査官ならいいんです。しかし、調査官という名称のものはどこにもあるのです。それがそれぞれ違つておるのです。政府の機関としては、しかもスタッフという機能を与えた名前としましては、非常に不適当じゃないだろうかというふうな思ひます。さらに混乱をいたしておりますのは、審議官というものの、審議官の職の中には法律で設けた審議官もあつて、政令で設けた審議官もあつて、それから参事官になりますと、法律の者もあつて、政令の

者もいるし、中には各省限りで省令で設ける参事官までできてしまっている。このラインの方は、局長といえども、これは法律で設けてありますし、部長も法律、課長は政令で明らかでありますが、参事官に至っては、法律から政令から省令まで設けてある。こういうのは一体何だという気がするのです。何かこの面のラインのほうはすっきりしておるのだけれども、そうでないこのスタッフ的な存在の官というのは、設け方そのものもたいへんな混乱があると思つてゐるのですが、これは一体どういふふうに考へておられるか、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) これは御指摘のとおりでございます。現在の法律制度がそのようになっておるわけでございます。行政組織法では、局長とか課長とか部長といふのは名前がきまつておりますけれども、この一部の総括整理職及びその分掌官といふものは、おそらくその仕事の内容に非常なバラエティがあるだろうという予想のもとに、統一的名稱をきめるということとはむづかしいということ、きめていないと思ひます。それが原因でいろいろ名前ができておるわけです。中には、その政令職と法律職と同じ名前を使つてゐるか、あるいは政令職と省令職で同じ名前になっておるというやうなことがございます。御指摘のとおりでございますが、実は私もこれを持てたばかりで統一したいという考へを持て、これは権限が必ずしも行管でないものが相当あるわけです。省令につきましても各省大臣にございます。そういうところまで統一したいと思ひまして、いろいろ折衝をした経緯はござ

います。非常にこういう障害が現実には大きいというやうなものがあつて、なかなかなそれを各省納得いたしませんので、現在まで統一することはできずにおります。統一することとは便宜的問題が主でございます。非常に障害がないということである、それほど強く主張もできないというところであつておるわけですが、考え方といたしましては、私は、鶴岡先生と同じやうに、できるだけ統一したいといふことで、新しい職名を作るときに、現在のところ変わったものができるだけ抑制するといふことだけは考へてやつております。さらに全体についてできるだけ名稱を統一していくといふこと、気持はそのとおりでございます。今後十分研究をいたして参りたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 これが局長といふのは法律で設けられるし、部長は法律で設ける。課長は政令で設ける。しかし、局長と同じ待遇のものが実は政令で設けられるといふやうな、そういうことと、省令だけでできる。りっぱにそうできる。これは行政組織としてはいいことではないといふやうな私は感じを持つてゐます。それはおきまして、ただこの参事官なり調査官なりといふものの使い方ですね、これは非常に問題があるんじゃないかと私は思ふのです。たとえば課長で病氣をしたと、かね。たとえば課長で病氣をしたと、たとえば課長の職務には耐えられないけれども、調査官なら耐えられる。そこで課長をやめるといふと、四等級に下がるかもしれない、あるいはもっと下がるかもしれないけれども、そこで調査官にして置く。あるいは長い間

病氣をして出てきた。しかし、課長の職にはとても耐えられない。あるいは部長の職には耐えられない。そこで調査官の職務を与える。あるいは地方の支分部局から本省に転任させた。しかし、課長のポストがない。部長のポストがない。したがつて、調査官のポストに置くといふやうな利用の仕方だつて相当あるのではないかと、いふやうに思ふわけですね。それから部を設けたいんだけれども、どうも部といふのは法律できめておるのだから、あるいは法律で設けたいんだが、局といふのは法律で設けたいんだが、局といふのは作れない、法律で。そこで審議官を作つて審議官が局長と同じやうな仕事をしてゐる。今度農林省にできますが、官房の強化によつて課が三つできますが、その上におります審議官といふのは、これは局長と同じ仕事をやるのです。あるいは調査官、参事官が部長と同じやうな仕事をする。これは使ひ方に相当問題があるのじゃないかといふやうに思ふのですが、そういう点はどういうふうに見ておられるのか承つておきたい。

○政府委員(山口西君) その点は先ほども御指摘になつたところでございまして、本来総括整理職として設けられたのを実はライン的に扱つてゐる。運営が制度を間違えておるといふものが、これは全然否定はいたしません、御指摘のやうにあると思ひます。そういうものにつきましては、今後の審査の際に十分にそれを、そういう従来の運営の仕方といふのをよく検討いたしまして、そして制度を乱りませんやうに、改める方向で検討したいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 先ほど山口局長が、調査官なり審議官なり、あるいは参事官なり、どういふ職務の内容と、どの程度の責任の差があるといふことで、これが二等級に該当するか、一等級に該当するか、あるいは三等級に該当するかといふことは人事院のおきになることだといふお話がありましたけれども、これはそうじゃなくて、行政管理局と各省と大蔵省との御相談によつてきまる。そしてそれが人事院に対して通知が行く。人事院はそれを二等級の定数を二名ふやすといふ形が実情ではないかと私は思ふわけです。そういうやうに承知しております。そうしますと、問題があるわけでありまして、それは三等級以下ですね。あるいは四等、五等、六等といふところの職務の内容と、あるいは責任の重さ、それによつてこれを四等に格づけするか、あるいは五等にするか六等にするかといふことは、これはどうも人事院と各省と大蔵省との折衝できまるやうであります。主眼は、これは人事院にあるんじゃないかと思ふのです。三等以上につきましては、どうも行管にあるやうに思ふのです。そうしますと、同じ公務員の内容のきめ方が、責任の重さあるいは仕事の複雑さのきめ方が三等以上のはどうも行管が中心になり、それ以下のものについては人事院が中心になつておるといふことになりまして、これはどうも方針として、体系的になつていないのじゃないだろうかといふ心配をしてゐるのですが、上のほうには非常に甘くなるのではないかと、うゑもいたします。四等以下が非常にきつくなつてゐるのじゃないかといふ気がいたします。そういう疑問を抱かざるを得ないやうな二元論になつてゐるのではないかといふことを思つておるのですけれども、その点について人事院の濱本給与局長と山口局長に伺つておきたい。

○政府委員(山口西君) 今、鶴岡委員のおっしゃいました、三等級以上につきましては行管も加つて協議してきめておるといふことは、これはございしません。行管は給与については一切タッチしてありません。これはむしろ私も行政管理局から発案いたしましたので、三十四年の七月十日に閣議決定をしております。これはどういふことをきめてあるかと申しますと、職について給与を確定しないと申しますか、この職ならこの給与だといふふうにしてしまわないといふ趣旨です。この理由を要求する、課長といふポストが必要ではないにもかかわらず、あるいは局長といふポストが必要ではないにもかかわらず、給与を上げるために、もう古くなつたから待遇をよくしなければならぬといふことで、そこで、そういう職を計画するといふことになると事務機構が複雑になる。ですから、そういうことのないやうにしたいといふことで、切り離して考へておる。今課長になつていない人でも、もう経歴も古いし、また、あるいは質的に非常にむづかしい仕事をやつておるならば、給与は考へてもいいといふことで閣議決定をいたしました。これは人事院といふのは独立的機関ですから、内閣から人事院にそれを申し入れをして、この三等級以上の給与をきめるのに、行政管理局が参与してやつておるといふやうなこ

とはございせん。考え方は、今申し上げましたような閣議決定の線で考えております。

○政府委員（瀧本忠男君） 人事院からお答え申し上げます。

ただいまのお話の中で、たとえば課長に準ずる職というものがございまして、これは国家行政組織法の二十条に規定してございまして、この二十条におきましては、「その所掌事務の一部を総括整理する職を置くとき、又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためにこれを所掌する職に準ずるものものを置くとき」と、こういうことが書いてあるわけですね。それは政令によりまして定めなければならぬ。この政令は行政管理局が所掌されておるところでございまして、したがって、そういう新しく官職を置くという場合に、政令で定められるということになりますと、その職務と責任の程度が大体課長に準ずる、こういうふうになるわけでありまして、したがって、それを受けて、人事院におきましては、そういう職が新たに設けられるという場合には、これを定数上三等級にするというのをいたしておるわけでございます。しかし、そういうことになつておられますけれども、そういう政令で設けられます職につきましても、これは人事院が職務、責任の観点からこれを評価いたしまして、やはり三等級にするには多少職務、責任の程度が足りないのではないかというものがございまして、そういうものはこれは三等級に定数を作らずに、四等級にしようという定数上いたしておるわけですね。それから人事院はもとより官職

の設置機関ではございせん。これは先ほど出ております法律、政令あるいは省令によりまして、各省の大臣がごきめになる、これはもう大臣の権限によりまして、そういう官職を置くことが必要であるという御判断で置かれます。その場合に、人事院といたしましては、そういう官職が一体職務と責任の程度がどうなるものであるか、これは給与法の六条並びに八条によりまして、人事院の権限、判断をいたす権限がございまして、その点は人事院が判断をいたしまして、それぞれ適当な、たとえば四等級あるいは五等級というところで定数を必要にだけふやす。しかし、これも定数全体を増すと減らすとかいうことは人事院の権限でございせん。定数の範囲内におきまして、しかも、予算の範囲内におきましてこの定数の異動をする、新しく定数の改定をする、こういうことをやっておる次第でございまして。

○鶴岡哲夫君 それは形式的にはともかくといたしまして、実際の処理の仕方としては、参事官なり、調査官なり、審議官等については、行管の方が各省並びに大蔵省との話し合い、その場合の主体はやはり行管にあるというふうには考えております。それ以外のものでないものは、四等以下のものでないものは、人事院の方が主体になつて判断しておるというふうな思つておるわけですね。そうではないのか、実際上の問題として、私の聞いておりますのは、たとえば調査官を作つたと、そうしますと、それがどの等級に該当するかというところは、これは今は二等の人もおりますし、三等の人もおります。これは二等か三等かという場合には、

これも農林省なら農林省と——各省と行管と大蔵省との間できめる。その通知は人事院に行く。その通知が行つたものを人事院は大体定数を一名ふやす、三等なら三等の定数を一名ふやす、という形の処理をする、実際上は、形式はそうだと思うのです。そういうふうな思つておるのですが、違いますか。

○政府委員（瀧本忠男君） ただいまも申し上げましたように、この国家行政組織法の二十条というのがございまして、それで官職を法律によらないで政令で置きめになるという場合には、政令官職として政令に新たにそういうものが付加されるわけでございます。それは先ほど私が申し上げましたように、大体課長に準ずる職ということになつております。あるいは職務と責任が重い場合には、それ以上のものも場合によつてあるかもしれません。大体そういうことになつております。従いまして、そういうものは人事院がそういうことを行管でやりになります。場合によつて、それは政令官職でございまして、十分尊重いたしまして、おのおの三等級の官職の定数を増加するという措置をやつておるわけでございます。先ほど申しましたように、その中にはやはり例外的にはわれわれの方で職務と責任という観点から見ました場合に、やはりまあ三等級というには少しやばい職務と責任の程度が低いとはいかというふうなものは人間々ございまして、そういうものは人事院におきましてやはり四等というところ、四等の定数をつけるということをやつておる。これは例外的といつてもいいのですが、そういうこと

をやつております。事実問題としてどうやつておるかというお話でございまして、それはやつておる結果を見ても、そういうことになつておるのではないかと、そういうお話であるかもしれません。が、われわれがやつておるものは、人事院としてやつておるものは、官職設定権は人事院にない。したがつて、まあ一つの官職というものがあつて、まあ一つの新設されるという場合には、それを給与法の六条と八条によりまして人事院は評価し、そして必要がある場合には、定数の改定をいたすという行為をやつておるわけでございます。ただ、先ほどから申し上げておりますように、国家行政組織法の二十条というものがございまして、これでおきめになります官職につきましては、国家行政組織法に特段の規定があるのでありますから、それを十分尊重しておる、こういうことでございます。

○鶴岡哲夫君 この課長、部長、局長、あるいは班長、係長と、こういう職階ができました。當時を振り返つて考えてみまして、その当時は各公務員というものはそのラインによつて組み立てられておつたのです。ですが、逐次それで参事官なり調査官、審議官というふうな企画的、調整的な任務、そういうものをやるものが必要であるという点等から、最初は例外的に若干出たのが、非常に顕著にふえてきた。その弊害というものはまた種々あるように思ひます。また、私今指摘したところであります、こういう存在が必要であることは、これは否定できないというふうにはまあ思つておる。つまり、職階的なものが漸次実情に合った

形のものに前進している形、その弊害というものは相当たくさん現れておる。ですが、そういう形になつてきておるのじゃないだろうかというふうに思つておる。その場合に、課長というものは三等であつたわけですね。ところが、だんだん変わつてきて、二等級の課長というものが相当出てきた。すなわち、あるいは局長といつても前は局長といつたら二等級であつたのです。が、今一等級の局長がある。あるいは同じ省の中で、調査官といひまして、当初は三等であつた、しかし、同じ調査官であるけれども、二等の調査官も出てきたという実情なんですね。そこで、人事院に伺いたいのだけれども、四等の班長といひ、班長は四等でなければならぬといひ、三等の班長があつて悪いのか、あるいは係長、五等級ですが、四等級の係長があつて悪いのか、いいじゃないか。班長は、これは万年班長です、今や。七年、八年班長、広い視野と非常に豊富な経験と材料との判断で企画と立案に当たり、あるいは国民に対するサービスをやつておる。ですから、班長は七年も八年もあつて、これは三等になつてこない、今の仕組みではですね。そういうような人が三等の班長におつてもいいではないか。あるいは係長も今や万年係長になつておる傾向が強い。その場合に四等の係長があつてもいいではないか。あるいは係員も今や万年係員です。今や各省ごらんになりますと、おわかりになります、昭和二十七年、二十八年に入つた人たちは十年たつておりますが、係長になれない。しかし、仕事はもういづつに一つの仕事を持つて活動している。一騎当

千の人たちになつておるのですね。しかし、それは係長でないから六等におる。あるいは五等になれないということ。だから、五等の係員がおつたていいじゃないですかというふうに思うわけですが、そういう点について、人事院としての見解を承つておきたいと思ふ。

○政府委員(浦本忠男君) 公務員法並びに給与法におきましては、職務と責任に応じまして給与を決定するということに相なつております。ただ、公務員法の六十四条というふうなものをみてみますと、これはまあよく御指摘になることであります。が、俸給表を考へる場合には、生計費、民間賃金というふうなものを考慮し、さらに人事院の判断を加えて作るというふうなことに相なつておること、御承知の通りであります。でこれはこの法の建前は職務と責任ということと給与を決定するということになつておるのであります。それから、長い間のわが国の習慣なり、また社会一般の情勢なりというもので見てみますと、給与というものが職務と責任だけではなかなか割り切れないではないかという問題があるわけでございます。現在さめております、また今回御審議を願つておるわけであります。俸給表をあらに作りまして、一つの等級における俸給の幅というものは相当長いのであります。これはほんとうの意味の職階給とは言えないであらうというふうに思ひます。そういう長い俸給表を作らなければ現実の運用に適しないというものがわが国の実情でございます。そういう長い一つの等級における俸給の幅を作つておきまして、なおかつ、やはり現在わが

国の、これはいいと思ひとを問はず、いわゆる年功序列賃金ということを書いて、おりますがそれから見ても、まだ若干そこに食い違いがあるというふうなこともございまいしょう。で、ある一方におきまして、わが国の行政におきましては、事務の量の増加というものは非常に増えつたものであります。試みに、われわれは十年前の定員の状況と、それから現在の定員がどれくらいそれ省庁別あるいは仕事別に増加しているかというふうなことを調べておきますが、それと同時に、そういう部局におきましては事務の量の増加がどういふふうになつておるかという状況も調べておきます。それによつてみますと、これは仕事の種類によりまして比率が様々でございます。んけれどもおおむね定員の伸びはまあ一%、二%、あるいは定員が十年前に比べて減つておるというふうなものもあるものであります。ところが、仕事量のほうは五倍から十倍、あるいは二十倍というふうなふておるというふうな状況もございまして、こういう状況から見ても、同じ組織におきまして一つのポジションを占めておるという人の仕事というものが、十年前よりは相当高く評価していいのではないかと、いうことであらうと思ひます。そういうことがたとへば三等級初号というものの金額の増額ということとで現れておると思ひます。また一方、それだけおとせば切られぬで、先ほどからお話が出ておるすうに、やはり仕事を組織を持つて、そして部下を持ちまして、そして一つのラインというふうな形で仕事を何でかんでも処理するということがいのか、あるいは仕事する

種類によりましては、非常に部下の数は少なくても有能な責任者を置かしまして、そうして仕事をやるのがいいの、いろいろな問題があります。最近いろいろ官職の設定というものがライン以外に出されておるというところも、そういうところにある原因があるのではないかと、いうふうな思つておる。いずれにいたしましても、職務と責任というものが最近——最近と申しますか、時の経過に従ひまして、わが国の現状におきましては、相当高く評価されておるのではないかと、同じ局長といつても職務内容が非常にふえておる、その職責が高くなつておるというふうな事情がございまして、そういう事情を勘案いたしまして、たとえば非常に困難な仕事を遂行されておる責任重大な局長等につきましては、これを一等級にするというふうなことをやつておられます。と同時に、これは単に局長だけではない、課長につきましても、そういうことが言えるわけでありまして、課長補佐につきましてもそういうことが言えます。あるいは係長につきましても、そういうことが言えます。したがういふこと、並びに御指摘になりまして、たとえば課長補佐で熟練しておるもの、課長補佐としての仕事をやるに十分な熟練と経験を積んでおるというふうな方々が現実におられるわけでありまして、係長についても同様でございます。そういう方々につきましても、は、やはりそれに応じて、課長補佐でありまして三等級にいたすというところとをわれわれのほうでやつておるのであります。そのやうな度合いがひとつ問であらうと思ひますが、これはまあ

行政について申しますならば大体そういう例外的に、職務と責任の形式的な段階で言えば四等級であるけれども、非常に熟達しておるとして三等級にするという措置をしておりますが、その措置の幅は、上下等級を通じて大体同様になるようにわれわれのほうで考慮してやつております。したがういふこと、現在でも四等級で、本来ならば四等級の課長補佐でありますけれども、三等級になつておられる方も相当おられます。また係長で四等級になつておられる方もある、このような状況であります。

○鶴岡大哲君 四等の班長が三等になつておる例があるという話ですね。これはうんと例外じゃないですか。それから五等の係長が四等になつておるというお話ですが、係長として四等として存在しておるのですか。あるいは班長として三等になつておるのですか。

○政府委員(浦本忠男君) そのとおりでございます。また、これは別の面からたとへばその定数というものを考へますと、現在の職員の年令別構成がどうなつておるか、あるいは勤続年数別構成がどうなつておるかというふうな考慮も加へまして、ある等級における定数改定ということには十分注意してやつておるのであります。が、今申しましたように、係長で四等級になり、あるいは課長補佐で三等級になるといふものが、今御指摘のように非常に小範囲ではなしに、大体上位等級とパランスのとれた程度においてなつておるのであります。

○鶴岡大哲君 三等以上といひますと、今の約二十万の行政職俸給の職員の中で三等以上といふのは六千くらい

です。ですから約二十万といふのは四等以下だ。それがどうもパランスをとつて存在しておるというふうには考えられないのです。ですから、まあパランスをとつておやりになるなら、けつうですから、ぜひそういうことで御努力願ひたいと思ひます。以上で終わります。

○国務大臣(川島正次郎君) 先ほどお話しになりました事業団、公団等に天下り人事、中には人間のために事業団、公団を設けるのだというお話がありました。が、私は、御意見には全面的に賛成であります。従来もそういう傾向が多分にございまして、事業団、公団等は民間の学識経験を十分活用することが大きな意義がありまして、いたづらに官庁の出身機関であつてはならないのであります。現在の道路公団の岸道三、また初代住宅公団の加納久朗というふうな人は、私ども、幹事長時代に人選したのであります。が、そういうことに意を用ひましてやりまして非常に成績を上げておるのであります。ただ実際問題といたしますと、民間の人で有能な人は大抵いづれも仕事を持っておりまして、給与の低くなり、ことに政府並びに国会から強力な監督を受ける事業団なり公団に來るのはいやがりまして、適当な人材を得ることは困難でありますけれども、しかし、何としてやはり民間人を起用いたしまして活発に仕事をやることは必要であります。同時に、官庁等の連絡等に、若干官庁の経験者を入れることもこれまた必要であります。いわば混合方式で人事をやつていく、こういうことがいいんじゃないかと思ひます。御趣意はまことにでもつともで

ざいますから、適当な機会に關係關係に御趣意のほどをよく徹底するように努力いたしたいと思つております。

○委員長（大谷藤之助君） 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（大谷藤之助君） 速記をつけて。

他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷藤之助君） 御異議な

いと認め、さよう決定いたします。

午後一時五十分再開することと

し、これにて暫時休憩いたします。

午後三時三十分散会

午後三時三十分開会

○委員長（大谷藤之助君） これより

内閣委員会を再開いたします。

本日は、議事の都合により、これに

て散会いたします。

午後三時三十分散会

十月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、文官恩給受給者の処遇改善に關する請願（第三四号）（第一三五号）

一、恩給法附則第二十四条等改正に關する請願（第一五七号）

一、熊本県橋湾に米海軍演習場設置反對の請願（第一五八号）

一、公務員の賃金引上げ等に関する請願（第一六三号）（第一六四号）

一、恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願（第一九二号）

第三四号 昭和三十六年九月二十五日受理

文官恩給受給者の処遇改善に關する請願

請願者 神戸市東灘区本山町野寄手崎二二 広瀬佐平 外七百五十七名

紹介議員 松浦 清一君

文官恩給受給者の処遇改善のため、（一）恩給年金制度の本旨にのっとり従来の恩給調整慣習に従つて、現職公務員の給与ベースに準じ、文官恩給（遺族扶助料を含む）の退職年次格差をすみやかに是正すること、（二）第三十八回国会に参議院において行なわれた附帯決議の趣旨に基づき、経済の成長に伴つて文官恩給と扶助料が合理的に改善されるよう、常時調査検討して、これを実施するよう、新しい制度の確立と機構を設置すること、（三）文官恩給、扶助料受給者に、老令福祉年金を併給し、かつその場合所得並びに最高支給制限等の緩和について十分な考慮を加えられること等に関し善処せられたいとの請願。

第一三五号 昭和三十六年九月二十七日受理

文官恩給受給者の処遇改善に關する請願（三通）

請願者 神戸市須磨区潮見台三二ノ山下元治外千五百三十三名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第一五七号 昭和三十六年九月二十日受理

恩給法附則第二十四条等改正に關する請願

請願者 兵庫県出石郡但東町東九八 下中繁夫

紹介議員 青田源太郎君

恩給法において、旧軍人等は引き続き七年以上の実在職年がなければ、たとえ合計実在職年が十年、十一年に達していても恩給法上の特典が与えられないのは不合理であるから、恩給法附則第二十四条等を改正して、このような不合理を是正せられたいとの請願。

第一五八号 昭和三十六年九月二十日受理

熊本県橋湾に米海軍演習場設置反對の請願

請願者 熊本県議會議長 岩尾 豊

紹介議員 林田 正治君

今回熊本県橋湾に米海軍演習場設置の意向が示されたが、演習を実施しようとする海域は、本県におけるたこつば、まさ網、一本つり、延なわの主漁場であり、かつ有明海に遊泳する魚群の回遊路となつてゐる關係上、この海域で演習が実施されることになると、本県漁民はその漁場を失ひ、魚道を断ち切られることになり、しかも年々漁場が荒廃してゐる状態を思い合せるとき、漁民をさらに窮境に追いやることにならるから、橋湾に米海軍演習場が設置されないよう配慮せられたいとの請願。

第一六三号 昭和三十六年九月二十八日受理

公務員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国立町東八二 小林俊雄外三十六名

紹介議員 須藤 五郎君

政府は公務員の一俸五千円最低賃金一万二千円という体系の改善を中心とする要求を無視し、八月八日出された人事院勧告に基づき、実施期日を値引き実施することを含め、さらにこのことに不満をもつ公務員を抑圧するため「I・L・O八七号条約」の批准を口実として、公務員法等国内五法の改悪を企てているが、このことは、占領政策の落し子である憲法を無視した労働基本権のはく奪を、さらにつよめ、最後の団結権すら實質的に侵害しようとするのであり、許すことのできな

いことであつて、日本の行政と教育を反動化させ、民主主義をじゅうりんする行為であると思われから、改悪国内法の撤回を求めるとともに「I・L・O八七号条約」の即時無条件批准を要請するとの請願。

第一六四号 昭和三十六年九月二十八日受理

公務員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都江東区深川浜園町二 堤忠一君外三十八名

紹介議員 岩間 正雄君

この請願の趣旨は、第一六三号と同じである。

恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願

請願者 高知市上本宮町一五九 小野益雄外九名

紹介議員 塩見 俊二君

恩給、年金等受給者の処遇改善のため、（一）第三十八回国会に参議院において行なわれた附帯決議の趣旨にもとづき、経済の成長に伴つて恩給、年金等が合理的に改善されるよう、常時これを調査、検討し、これを実施する制度、機構をただちに設置すること、（二）公務員の給与ベースに準じ、同一の理由にもとづき、従来の慣習に従つて、恩給、年金等を増額改正すること、（三）恩給、年金等受給者に、老齡福祉年金を併給し、かつ、その場合所得並びに最高支給制限等の緩和について十分な考慮を加えること等について善処せられたいとの請願。

第一九二号 昭和三十六年九月二十八日受理

公務員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国立町東八二 小林俊雄外三十六名

紹介議員 須藤 五郎君

政府は公務員の一俸五千円最低賃金一万二千円という体系の改善を中心とする要求を無視し、八月八日出された人事院勧告に基づき、実施期日を値引き実施することを含め、さらにこのことに不満をもつ公務員を抑圧するため「I・L・O八七号条約」の批准を口実として、公務員法等国内五法の改悪を企てているが、このことは、占領政策の落し子である憲法を無視した労働基本権のはく奪を、さらにつよめ、最後の団結権すら實質的に侵害しようとするのであり、許すことのできな

いことであつて、日本の行政と教育を反動化させ、民主主義をじゅうりんする行為であると思われから、改悪国内法の撤回を求めるとともに「I・L・O八七号条約」の即時無条件批准を要請するとの請願。